

鎌倉市議会

9月定例会議案集

(その1)

令和6年(2024年)

目 次

議案第 19 号	市道路線の認定について……………	5
議案第 20 号	所有権移転登記手続請求事件の和解について……………	11
議案第 21 号	緑地管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定について……………	13
議案第 22 号	令和 5 年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について……………	14
議案第 23 号	令和 5 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	14
議案第 24 号	令和 5 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	14
議案第 25 号	令和 5 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	14
議案第 26 号	令和 5 年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	14
議案第 27 号	令和 5 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について……………	14
議案第 28 号	令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について……………	15
議案第 29 号	鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	16
議案第 30 号	鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	18
議案第 31 号	鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	20
議案第 32 号	鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例の制定について……………	22
議案第 33 号	鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について……………	24
議案第 34 号	令和 6 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 4 号）……………	28
報告第 7 号	道路管理に起因する事故による市の義務に属する損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について……………	35
報告第 8 号	継続費の精算報告について……………	36
報告第 9 号	令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について……………	38
報告第 10 号	令和 5 年度決算に基づく資金不足比率の報告について……………	39

議案第 19 号

市 道 路 線 の 認 定 に つ い て

次のとおり、市道の路線を認定するものとする。

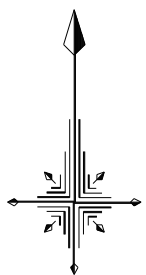
令和 6 年（2024年） 9 月 4 日 提出

鎌倉市長 松 尾 崇

認定市道路線

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番			
1	極 楽 寺 一 丁 目	69番4	極 楽 寺 一 丁 目	70番12	5.00～ 9.40	98.46	1
2	寺 分 字 堅 畑	214番62	梶 原 字 宮 里	658番13	—	—	2
3	寺 分 字 陣 出	8番1	寺 分 字 藤 塚	460番3	—	—	2
4	寺 分 字 陣 出	8番1	梶 原 字 八 町 面	358番3	—	—	2
5	寺 分 字 堅 畑	214番18	梶 原 字 古 川	333番3	—	—	2
6	寺 分 字 堅 畑	208番	寺 分 字 堅 畑	208番	—	—	2
7	寺 分 字 上 陣 出	393番3	寺 分 字 堅 畑	373番2	—	—	2

議案 枝番	起 点		終 点		幅 員 m	延 長 m	図面 番号
	町名又は 字 名	地 番	町名又は 字 名	地 番			
8	寺 分 字 上 陣 出	393番	寺 分 字 堅 畑	208番	—	—	2
9	寺 分 字 堅 畑	208番	上町屋字 山 ノ 根	636番4	—	—	2
10	寺 分 字 堅 畑	373番3	寺 分 字 堅 畑	368番10	—	—	2
11	寺 分 字 堅 畑	208番	寺 分 字 堅 畑	214番64	—	—	2
12	寺 分 字 堅 畑	208番	寺 分 字 堅 畑	208番	—	—	2
13	寺 分 字 堅 畑	333番2	寺 分 字 堅 畑	335番	—	—	2

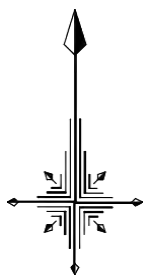


凡例  認定箇所

案内図

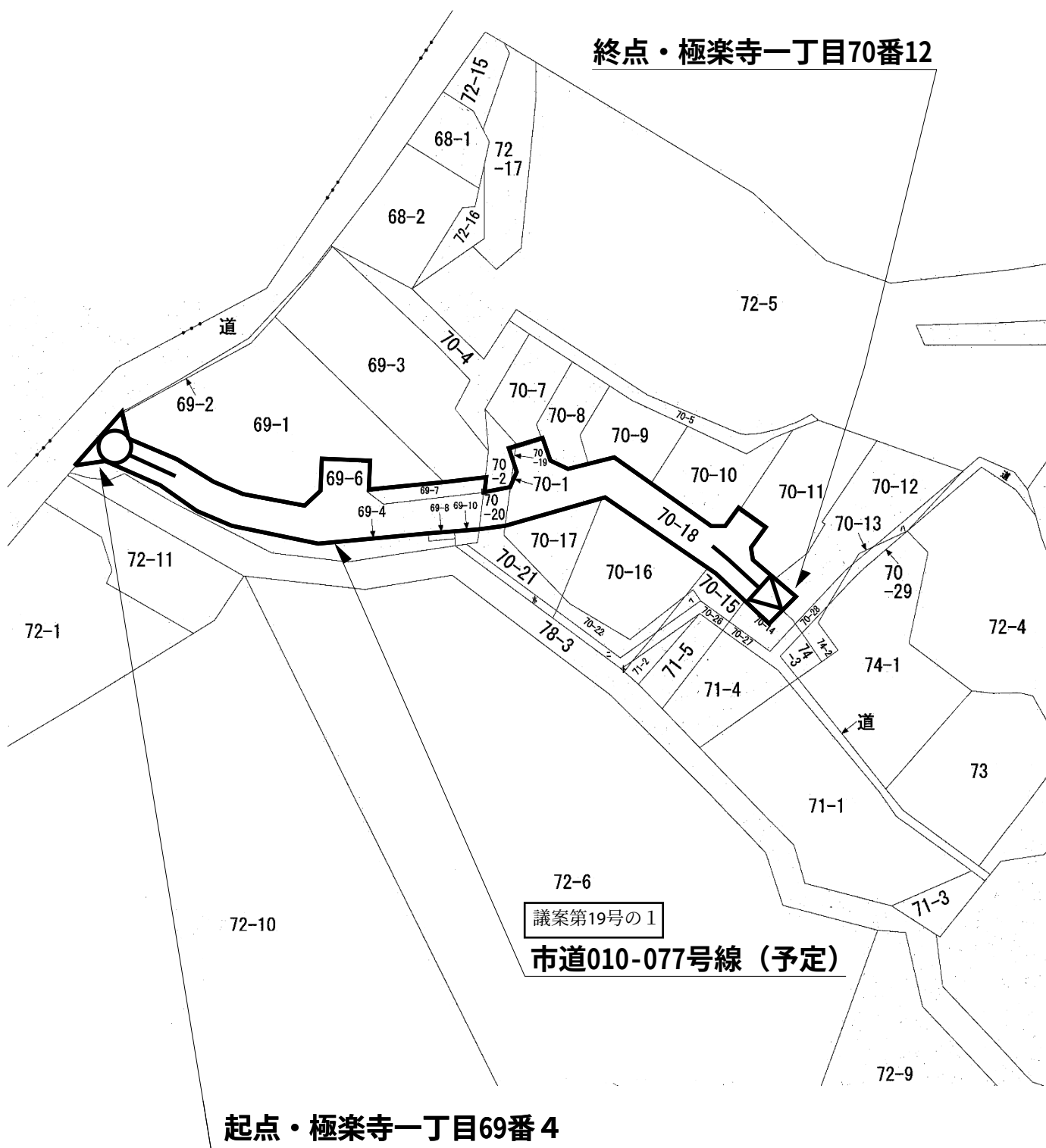
図面番号 1

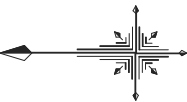




公図写

図面番号 1



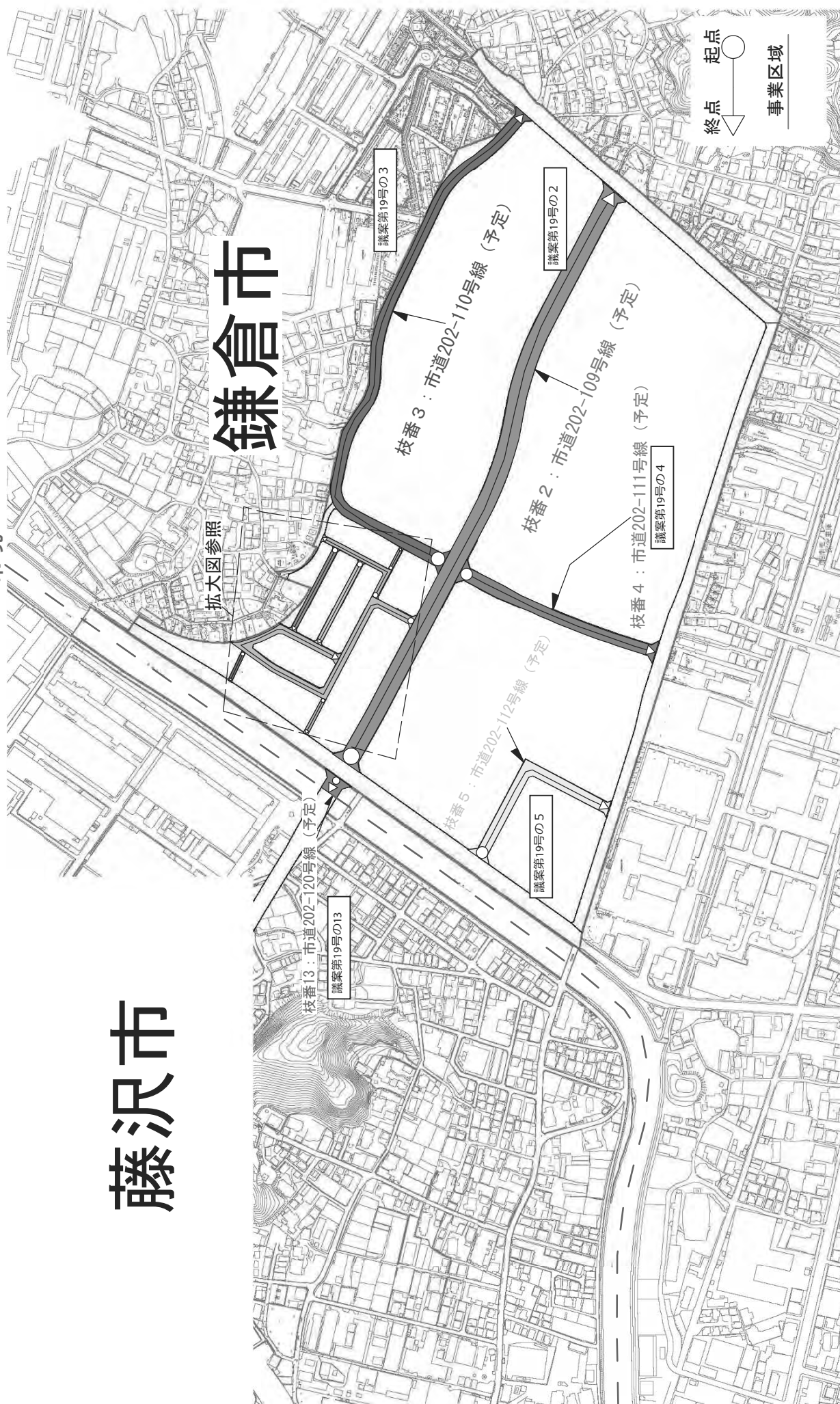


藤沢市

市境

鎌倉市

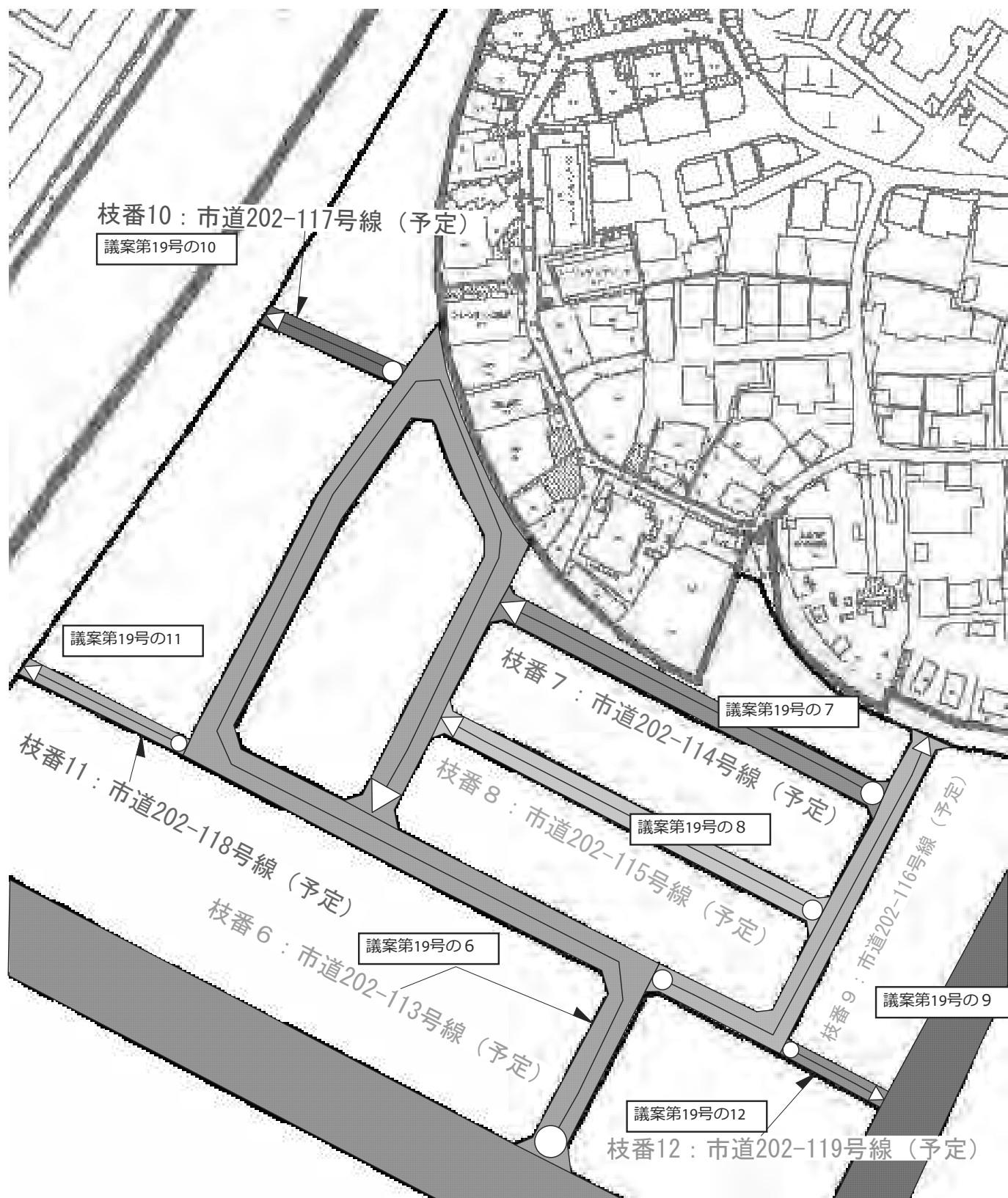
拡大図参照





拡大図

図面番号 2



所有権移転登記手続請求事件の和解について

被告鎌倉市と原告 [REDACTED] との間で訴訟中の、 [REDACTED]

[REDACTED] 所有権移転登記手続請求事件の和解について、議決を求める。

令和 6 年（2024年） 9 月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

1 当事者

被告 鎌倉市

原告 [REDACTED]

2 和解の要旨

- (1) 原告は、被告に対し、別紙物件目録記載の土地（以下「本件土地」という。）を権原なく占有していたことを認める。
- (2) 被告は、原告に対し、第 5 項の普通財産賃貸借契約が終了するまで本件土地の明渡しを猶予する。
- (3) 原告は、被告に対し、令和元年10月 1 日から令和 6 年 9 月 30 日までの本件土地の使用相当損害金として36万6,960円の支払義務があることを認める。
- (4) 原告は、被告に対し、前項の金員を令和 6 年10月31日限り支払う。ただし、被告が納入通知書を発行した場合、原告はこれによって払い込む方法により支払うことができる。
- (5) 被告は、原告に対し、別途締結する普通財産賃貸借契約によって本件土地を一身専属的に賃貸し、原告はこれを賃借する（以下「本件賃貸借契約」という。）。
- (6) 原告が第 4 項の金員の支払を怠ったとき、被告は、何らの催告を要しないで前項の賃貸借契約を解除することができる。
- (7) 本件賃貸借契約が終了したとき又は前項若しくは本件賃貸借契約の条項によって解除の意思表示があったとき、原告は、被告に対し、本件土地上に存する草木、工作物、動産その他一切の物件を収去して、本件土地を明け渡す。

- (8) 原告はその余の請求を放棄する。
- (9) 原告及び被告は、原告と被告との間には、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (10) 訴訟費用は各自の負担とする。

3 事件の概要

■■■■■に存する市有地について、■■■■■在住の個人が昭和41年1月20日時効取得を原因とする所有権移転登記手続を行うよう求めるとともに、訴訟費用は被告鎌倉市の負担とすることを求めて鎌倉簡易裁判所に提訴があったものである。

議案第 21 号

緑地管理に起因する事故による市の義務に
属する損害賠償の額の決定について

令和 6 年（2024年） 2 月 16 日、鎌倉市梶原五丁目 17 番 19 号で発生
した緑地管理に起因する事故に係る損害賠償の額を次のとおり定め
る。

令和 6 年（2024年） 9 月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|---------------------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 384,340円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 鎌倉市梶原五丁目 15 番 5 号
ハウスオブアンティックス有限公司 |

- 議案第 22 号 令和 5 年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 23 号 令和 5 年度鎌倉都市計画事業大船駅東口市街地再開発事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 24 号 令和 5 年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 25 号 令和 5 年度鎌倉市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 26 号 令和 5 年度鎌倉市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 27 号 令和 5 年度鎌倉市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

上記の令和 5 年度鎌倉市一般会計及び特別会計歳入歳出決算を別添の附属書類及び監査委員の意見を付けて、地方自治法第233条第 3 項の規定により、市議会の認定に付する。

令和 6 年（2024年） 9 月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算書
- 2 附属書類（令和 5 年度鎌倉市歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書）
- 3 施策の成果報告書
- 4 監査委員の決算等審査意見書

議案第 28 号

令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計剰余金の
処分及び決算の認定について

令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計剰余金を剰余金処分計算書(案)のとおり処分することについて、地方公営企業法第32条第 2 項の規定により議会の議決を求めるとともに、令和 5 年度鎌倉市下水道事業会計決算を別添の財務書類等及び監査委員の意見を付けて、同法第30条第 4 項の規定により、市議会の認定に付する。

令和 6 年（2024年） 9 月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

「参考」

本議案に添付する書類

- 1 決算報告書
- 2 財務書類（損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表）
- 3 剰余金処分計算書（案）
- 4 令和 5 年度鎌倉市下水道事業報告書
- 5 監査委員の鎌倉市下水道事業会計決算審査意見書

議案第 29 号

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための
番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用
等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 9 月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

医療費の助成に関する事務を執行するにあたり、個人番号カード
（マイナンバーカード）を利用し、健康保険証情報の確認を行うた
め、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年11月条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1項中「地方税関係情報」の次に「又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」を加え、同表第2項及び第3項中「地方税関係情報」の次に「又は医療保険給付関係情報」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 30 号

鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 9 月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

職員に給与を支給する際に給与から控除できるものについて、市立保育所に勤務する職員の給食費を追加するため、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

鎌倉市職員の給与に関する条例（昭和26年3月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第19条に次の1号を加える。

- (8) 市立保育所に勤務する職員の給食費
付 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 31 号

鎌倉市手数料条例の一部を改正する
条例の制定について

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 9 月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための
関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、引用条項を整備するも
のである。

鎌倉市手数料条例の一部を改正する条例

鎌倉市手数料条例(平成12年3月条例第28号)の一部を次のように改正する。

別表市長の部都市景観部関係の款第20項から第25項までの規定中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改め、同款第26項から第29項までの規定中「第18条第19項」を「第18条第28項」に改め、同款第30項中「第18条第24項第1号」を「第18条第38項第1号」に改め、同款第95項中「第18条第16項」を「第18条第20項」に改める。

付 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日から施行する。

議案第 32 号

鎌倉市まちづくり条例の一部を
改正する条例の制定について

鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 9 月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴い、引用条項を整備するものである。

鎌倉市まちづくり条例の一部を改正する条例

鎌倉市まちづくり条例（平成23年10月条例第8号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第2号中「第11条」を「第12条」に改める。

付 則

この条例は、都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年法律第40号）の施行の日から施行する。

議案第 33 号

鎌倉市生涯学習センター条例の一部
を改正する条例の制定について

鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 6 年（2024年） 9 月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（提案理由）

学習センターの集会室等について、利用者等の意見を踏まえた新たな利用時間枠に変更するため、必要な規定の整備を行うものである。

鎌倉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

鎌倉市生涯学習センター条例（平成14年3月条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表の1 集会室等利用料金の上限額の表を次のように改める。

1 集会室等利用料金の上限額

名称	区分	9時から10時まで	10時から12時まで	13時から15時まで	15時から17時まで	17時から19時まで	19時から21時まで	21時から22時まで	全日
鎌倉 生涯 学習 センター	第1集会室	円 300	円 600	円 600	円 600	円 600	円 600	円 300	円 3,600
	第2集会室	200	400	400	400	400	400	200	2,400
	第3集会室	200	400	400	400	400	400	200	2,400
	第4集会室	250	500	500	500	500	500	250	3,000
	第5集会室	580	1,160	1,160	1,160	1,160	1,160	580	6,960
	第6集会室	630	1,260	1,260	1,260	1,260	1,260	630	7,560
	第7集会室	310	620	620	620	620	620	310	3,720
	音楽室	850	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	850	10,200
	和室	700	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	700	8,400
	美術制作室	700	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	700	8,400
腰越 学習 センター	第1集会室	200	400	400	400	400	400	200	2,400
	第2集会室	150	300	300	300	300	300	150	1,800
	第3集会室	400	800	800	800	800	800	400	4,800
	第4集会室	1,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	1,000	12,000
	和室	150	300	300	300	300	300	150	1,800
	美術制作室	530	1,060	1,060	1,060	1,060	1,060	530	6,360

	料理実習室	900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	900	10,800
深沢 学習 センター	第1集会室	430	860	860	860	860	860	430	5,160
	第2集会室	430	860	860	860	860	860	430	5,160
	第3集会室	200	400	400	400	400	400	200	2,400
	第4集会室	300	600	600	600	600	600	300	3,600
	第5集会室	200	400	400	400	400	400	200	2,400
	第6集会室	1,100	2,200	2,200	2,200	2,200	2,200	1,100	13,200
	和室	400	800	800	800	800	800	400	4,800
	料理実習室	900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	900	10,800
大船 学習 センター	第1集会室	560	1,120	1,120	1,120	1,120	1,120	560	6,720
	第2集会室	300	600	600	600	600	600	300	3,600
	第3集会室	280	560	560	560	560	560	280	3,360
	第4集会室	280	560	560	560	560	560	280	3,360
玉縄 学習 センター	第1集会室	440	880	880	880	880	880	440	5,280
	第2集会室	360	720	720	720	720	720	360	4,320
	第3集会室	150	300	300	300	300	300	150	1,800
	第4集会室	900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	900	10,800
	和室	500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500	6,000
	料理実習室	900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	900	10,800
玉縄 学習 センター	第1集会室	440	880	880	880	880	880	440	5,280
	第2集会室	280	560	560	560	560	560	280	3,360

分室	第 3 集 会室	500	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	500	6,000
----	-------------	-----	-------	-------	-------	-------	-------	-----	-------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の別表の規定は、施行日以後の利用に係る料金について適用し、施行日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

議案第 34 号

令和 6 年度鎌倉市一般会計
補正予算（第 4 号）

令和 6 年度鎌倉市一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 254,562 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 77,462,624 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の補正は、「第 2 表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 3 条 繰越明許費の補正は、「第 3 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 4 条 債務負担行為の補正は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 5 条 地方債の補正は、「第 5 表 地方債補正」による。

令和 6 年（2024 年）9 月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
55	国庫支出金	13,991,943	39,147	14,031,090
	10 国庫補助金	4,947,002	39,147	4,986,149
60	県支出金	4,857,630	4,336	4,861,966
	10 県補助金	905,957	4,336	910,293
75	繰入金	5,353,042	69,883	5,422,925
	5 基金繰入金	5,280,678	69,883	5,350,561
80	繰越金	600,000	105,096	705,096
	5 繰越金	600,000	105,096	705,096
90	市債	4,450,800	36,100	4,486,900
	5 市債	4,450,800	36,100	4,486,900
歳 入 合 計		77,208,062	254,562	77,462,624

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
10	総務費	8,136,564	11,396	8,147,960
	5 総務管理費	6,652,067	10,472	6,662,539
	15 戸籍住民基本台帳費	635,789	924	636,713
15	民生費	32,815,937	82,144	32,898,081
	5 社会福祉費	17,031,969	4,336	17,036,305
	10 児童福祉費	13,375,488	77,808	13,453,296
20	衛生費	7,274,661	29,842	7,304,503
	10 清掃費	4,772,202	9,771	4,781,973
	15 環境対策費	305,444	20,071	325,515
40	観光費	781,404	19,547	800,951
	5 観光費	781,404	19,547	800,951
45	土木費	10,518,757	12,364	10,531,121
	25 住宅費	2,106,766	12,364	2,119,130
50	消防費	3,639,659	16,171	3,655,830
	5 消防費	3,639,659	16,171	3,655,830
55	教育費	8,718,165	83,098	8,801,263
	10 小学校費	2,616,962	59,998	2,676,960
	15 中学校費	774,150	12,738	786,888
	20 社会教育費	2,223,590	10,362	2,233,952
歳 出 合 計		77,208,062	254,562	77,462,624

第2表 継続費補正

1 変更

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 総務費	05 総務管理費	城廻市有地 擁壁補強事業	千円 341,539	6	千円 0	千円 934,703	6	千円 0
				7	273,232		7	747,762
				8	68,307		8	186,941
45 土木費	25 住宅費	市営深沢第6 住宅解体事業	132,550	6	53,020	163,460	6	65,384
				7	79,530		7	98,076

第3表 繰越明許費補正

1 追 加

款	項	事業名	金額
40 観光費	05 観光費	大船駅東口公衆トイレ改修事業	千円 100,584
55 教育費	20 社会教育費	史跡北条氏常盤亭跡 崩落対策詳細設計業務委託事業	25,157

第4表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
コールセンター運営 委託事業費	令和7年度から 令和8年度まで	千円 49,324
公的不動産活用事業者選定 支援業務委託事業費	令和6年度から 令和7年度まで	11,957
旧諸戸邸耐震改修実施設計 及び装飾等補修設計 業務委託事業費	令和6年度から 令和7年度まで	27,000
保育士派遣委託事業費	令和6年度から 令和7年度まで	66,415
校外学習等支援事業費	令和6年度から 令和7年度まで	1,749
小学校給食調理等 委託事業費 (第二小学校・ 御成小学校)	令和6年度から 令和11年度まで	291,983
小学校給食調理等 委託事業費 (小坂小学校・今泉 小学校・大船小学校)	令和6年度から 令和11年度まで	486,863
小学校給食調理等 委託事業費 (深沢小学校・山崎 小学校・富士塚小学校)	令和6年度から 令和11年度まで	463,726
生涯学習施設予約システム 改修事業費	令和6年度から 令和7年度まで	5,452

第5表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅 建設事業費	千円 1,007,300	普通貸借または証券発行。 事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。	千円 1,018,400	普通貸借または証券発行。 事業の進捗等により起債の全部または一部を翌年度に繰り越して起債することができる。	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その貸付条件により、銀行その他の場合には、借入れの日から据置期間を含め、30年以内に償還する。なお、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換えすることができる。
消防施設 整備事業費	1,001,000	同上	同上	同上	1,013,100	同上	同上	同上
義務教育施設 整備事業費	985,300	同上	同上	同上	998,200	同上	同上	同上
合計	4,450,800				4,486,900			

報告第 7 号

道路管理に起因する事故による市の義務に属する
損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

令和 5 年（2023 年）9 月 24 日、鎌倉市腰越一丁目 1 番先で発生した道路管理に起因する事故に係る損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分した。

よって、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和6年（2024年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 71,527円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | [redacted]
[redacted]
[redacted]
[redacted] |
| 3 | 処分の日 | 令和6年（2024年）5月28日 |

報告第 8 号

継続費の精算報告について

鎌倉市一般会計予算中、インクルーシブ公園改修事業及び史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策事業については、継続年度が終了したので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙精算書のとおり報告する。

令和6年（2024年）9月4日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

令和5年度鎌倉市継続費精算報告書

(一般会計)

款	項	事業名	年度	全 体 の 体 計				実 績				比 較					
				左 の 特 別 年 割 額		財 源 内 記 録		支 出 済 額	左 の 特 別 年 割 額		財 源 内 記 録		年 割 額 と 支 出 の 差	左 の 特 別 年 割 額		財 源 内 記 録	
				国（県）支 出 金	地 方 債	そ の 他	国（県）支 出 金		地 方 債	そ の 他	国（県）支 出 金	地 方 債		そ の 他			
															一 般 財 源	一 般 財 源	
45 土木費	20 都市計画費	インクルーシブ公園改修事業	4	36,080,000	0	0	0	36,080,000	0	0	0	36,080,000	0	0	0	36,080,000	
			5	68,321,000	0	0	0	68,321,000	91,868,700	0	0	0	▲23,547,700	0	0	0	▲23,547,700
			計	104,401,000	0	0	0	104,401,000	91,868,700	0	0	0	12,532,300	0	0	0	12,532,300
55 教育費	20 社会教育費	史跡大町釈迦堂口遺跡崩落対策事業	3	50,000,000	25,000,000	22,500,000	0	2,500,000	50,000,000	0	27,700,000	0	22,300,000	0	▲5,200,000	0	▲19,800,000
			4	193,000,000	84,096,000	91,800,000	0	17,104,000	87,855,000	30,231,000	43,900,000	0	105,145,000	53,865,000	47,900,000	0	3,380,000
			5	17,000,000	0	12,700,000	0	4,300,000	81,134,100	62,885,000	25,000,000	0	▲64,134,100	▲62,885,000	▲12,300,000	0	11,050,900
			計	260,000,000	109,096,000	127,000,000	0	23,904,000	218,989,100	93,116,000	96,600,000	0	41,010,900	15,980,000	30,400,000	0	▲5,369,100

報告第 9 号

令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率の報告について

令和 5 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により報告する。

令和 6 年（2024 年）9 月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (11.48)	— (16.48)	1.3 (25.0)	— (350.0)

備考 （ ）内は早期健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の鎌倉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

報告第 10 号

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率の報告について

令和 5 年度決算に基づく資金不足比率を別添の監査委員の意見を付けて、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第 1 項の規定により報告する。

令和 6 年（2024年） 9 月 4 日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

（単位：％）

特別会計の名称	資金不足比率	備 考
下水道事業会計	— (20.0)	

備考 （ ）内は経営健全化基準

「参考」

本報告に添付する書類

監査委員の鎌倉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書